

〔平成28年4月1日〕
〔研究所規程第15号〕

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 監査の環境整備（第4条～第7条）
- 第3章 業務監査（第8条～第10条）
- 第4章 会計監査（第11条・第12条）
- 第5章 監査の方法（第13条～第22条）
- 第6章 監査の報告（第23条～第26条）
- 第7章 その他（第27条～第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第18条第1項及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号。以下「研究所法」という。）第6条第1項に規定する国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）の監事が、通則法第19条第4項から第6項の規定に基づいて行う監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定め、同項の監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

（監査の対象）

第2条 監査は、業務及び会計について行う。

（監事間の情報の共有）

第3条 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

第2章 監査の環境整備

（監査費用）

第4条 監事は、あらかじめ理事長に申し出て、監事の職務遂行に必要な費用の確保を求めることができる。

2 監事は、費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

（理事長との定期的会合）

第5条 監事は、理事長と定期的に会合をもち、監査上の重要課題について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

（監査の実効性を確保するための体制）

第6条 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査の実効性を確保するために必要な体制を整備するよう理事長に対して求めることができる。

（監事の補助）

第7条 理事長は、監事と協議し、監事の指揮命令の下に監査に関する事務補助に従事させる者（以下「補助職員」という）を、職員のうちから命ずるものとする。

2 監事は、補助職員の監査補助業務に係る人事評価及び懲戒処分等に関与することができる。

第3章 業務監査

（業務監査にかかる監査事項）

第8条 監事は次の各号に掲げる事項について監査を行う。

- 一 関係法令に基づく諸規程等の整備状況並びに関係法令及び諸規程等に基づく業務の実施状況
- 二 通則法第35条の5に規定する中長期計画の実施状況
- 三 組織及び人事管理の状況
- 四 予算、収支計画及び資金計画の執行状況
- 五 現金等の出納及び保管の状況
- 六 資産の取得、管理及び処分の状況
- 七 財務諸表及び決算報告に関する事項
- 八 契約の締結及び執行の状況
- 九 内部統制システムの構築及び運用の状況
- 十 職員の安全管理の状況
- 十一 情報公開、個人情報保護の状況
- 十二 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（中長期計画等に基づき実施される業務の監査）

第8条の2 監事は、次の各号に掲げる観点から、前条第2号の監査を行うものとする。

- 一 中長期目標等の達成状況
- 二 業務運営の適正かつ効率的な実施
- 三 財務内容の改善状況
- 四 上記が未達成等の場合における原因の究明状況

（理事長の意思決定の状況の監査）

第9条 監事は、以下の点に留意して忠実義務等の履行状況について監査する。

- 一 理事長の意思決定の内容が法令等に違反していないこと
 - 二 意思決定の内容が理事長として明らかに不合理でないこと
- 2 監事は、理事長の意思決定に関与する重要な会議への出席や以下に示す書類を調査すること等により、理事長の意思決定の過程を監視し検証するものとする。

- 一 通則法第19条第6項で定める書類
- 二 その他法人の規程等で定める書類

（内部統制システムに係る監査）

第10条 監事は、内部統制システムの構築及び運用の状況については、当該状況の定期的な報告を理事長に求めるほか、内部監査責任者（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部監査規程第4条第1項に規定する内部監査責任者をいう。）や会計監査人からの報告等を通じて監査を行うものとし、監査の結果を随時理事長に報告するとともに、必要があると認めたときは、助言を行うものとする。

- 2 監事は、内部統制システムの内容が相当でないと認めたとき（役員（監事を除く。）の忠実義務に違反する重大な事実があると認めたときを含む。）には、その旨を監査報告に記載するものとする。

第4章 会計監査

（会計監査）

第11条 監事は、事業年度を通じて法人の業務を監査することにより、国土交通大臣に提出する財務諸表等が、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているかについて検証するものとする。

（会計監査人）

第12条 監事は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検討するものとする。

- 2 監事は、会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。

第5章 監査の方法

（監査の種類）

第13条 監査は監査計画に基づき年間を通じて実施するとともに、必要と認める場合に随時又は臨時に実施するものとする。

- 2 監査は、書面監査、実地監査その他監事が適当と認める方法により行うものとする。

（監査の実施）

第14条 監事及び補助職員は、被監査部門に対し監査の実施上必要な事項について、帳簿その他の資料の提出、業務の説明又は報告を求め、業務の実態を調査することができる。

- 2 監事及び補助職員は、必要に応じて被監査部門以外の部門に対し、質問、立会、確認及び報告等を求めることができる。

- 3 前2項の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

（監査計画）

第15条 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする。監査計画は、必要に応じ適宜修正するものとする。

- 2 監事は、監査計画を理事長に通知するものとする。

- 3 監事は、監査計画に定めるもののほか、臨時に監査を行うことができる。

（会議等への出席）

第16条 監事は、理事会その他業務運営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

- 2 前項の会議を主催する者は、あらかじめその会議の議題、日時、場所その他必要な事項を監事に通知するものとする。

（文書の回付）

第17条 通則法第19条第6項で定める文書は国土交通大臣に提出する前に監事に回付しなければならない。

（文書の閲覧）

第18条 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、監事は必要があると認めたときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べるができるものとする。

2 監事及び補助職員は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めたときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べるができるものとする。

(役職員に対する調査等)

第19条 監事は、通則法第19条第5項に基づき、いつでも、役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は研究所の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。

2 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めるものとする。

3 監事から報告又は説明を求められた役職員は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

(他の監査機関等との連携)

第20条 監事は、内部監査責任者及び業績評価を担当する者と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

2 監事は、内部監査責任者からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。また、監事は、必要に応じ内部監査責任者に対し特定事項の調査を依頼することができる。

3 監事は、内部監査責任者の監査結果を内部統制システムに係る監査に実効的に活用するものとする。

4 監事は、研究所の役員（監事を除く。）のほか、内部統制機能を担当する職員から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。

(会計監査人との連携)

第21条 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることに加えて、積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と緊密な連携を保つことに努めるものとする。

2 監事は、会計監査人から提出された会計監査報告の参考資料に記載された内容について会計監査人に質問するなど、会計監査人からもたらされた情報を自らの監査業務に活用するものとする。

(独立行政法人評価制度委員会等との連携)

第22条 監事は、独立行政法人評価制度委員会の意見等が業務運営に適切に反映されていることを確認することや国土交通大臣に提出した監査報告を同委員会に送付すること等により、同委員会との連携の強化に努めるものとする。

2 監事は、会計検査院、総務省行政評価局、財務省等の第三者機関が実施した調査等の情報を収集し、監査業務への活用に努めるとともに、これらの機関等が実施する監事や補助職員等を対象とする研修への積極的な参加を通じて、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

第6章 監査の報告

(監査調書の作成)

第23条 監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書として記録し、一定期間保存するものとする。

(監査報告)

第24条 監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告を作成し、理事長及び国土交通大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

2 監査報告には、国土交通省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

(監査報告の公表及び周知)

第25条 監査報告は、原則としてこれを公表するものとする

(意見の提出及びその後の確認)

第26条 監事は通則法19条第9項に基づき国土交通大臣に意見を提出するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

2 監事が、監査の結果に基づき、理事長に是正又は改善が必要な旨の意見を提出した場合は、理事長は速やかに是正等の措置あるいは書面での対応方針の回答を行うものとする。

3 監事は、前項による是正等の措置の状況を確認するものとする。

第7章 その他

(役職員の不正行為への対応)

第27条 監事は、通則法第19条の2に基づき、役員（監事を除く。）の不正が認められるときのほか、役職員から、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けたとき、又は通則法、研究所法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

(役職員の不正行為の監事への報告)

第28条 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、研究所法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事に報告しなければならない。

(守秘義務)

第29条 監事及び補助職員は、監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(規程の改正)

第30条 この規程を改正する場合には、理事長はあらかじめ監事と協議するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。